

余裕期間制度実施要領

1 目的

本要領は、機構が発注する工事において余裕期間制度を実施するにあたり、必要となる事項を定める。

2 余裕期間制度

余裕期間制度とは、契約ごとに余裕期間を設定して発注し、工期の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了日）を発注者が指定、又は受注者が選択できる制度である。

余裕期間は、契約ごとに、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定することができる。余裕期間制度には、①発注者指定方式、②任意着手方式、③フレックス方式の3方式があり、いずれかの方式を原則活用する。なお、フレックス方式において、受注者が極端に短い工期（発注者が想定する工期よりも10%以上短い工期）を設定しようとする際には、その理由を確認すること。

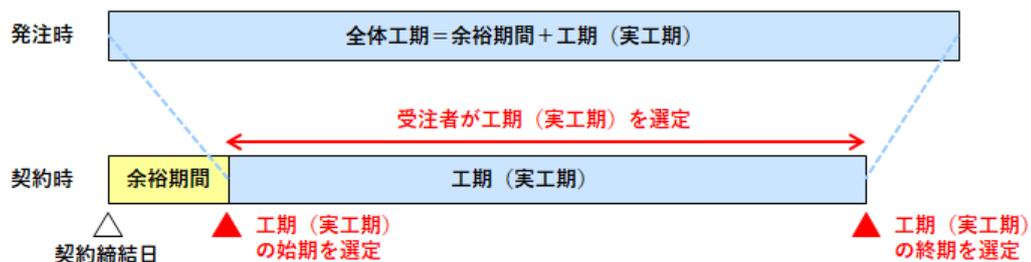
① 発注者指定方式：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



② 任意着手方式：受注者が工期の始期を余裕期間内で選択できる方式



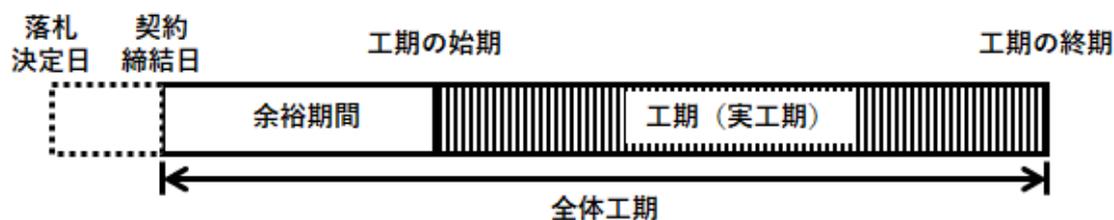
③ フレックス方式：受注者が工期の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



余裕期間制度イメージ図

3 用語の定義

- (1) 全体工期：工期（実工期）と余裕期間を合わせた期間。
- (2) 工期（実工期）：工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間。
- (3) 余裕期間：契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間。
- (4) 発注者指定方式：発注者が工期の始期を指定する方式。工期の始期までの間は、余裕期間となる。
- (5) 任意着手方式：発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工期の始期を選択する方式。受注者が決定した工期の始期から発注者が指定する工事日数を加えたものが工期となる。受注者が決定した工期の始期までの間は、余裕期間となる。
- (6) フレックス方式：発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工期の始期と終期を決定する方式。受注者が決定した工期の始期から終期までが工期となり、受注者が決定した工期の始期までの間は、余裕期間となる。



工期のイメージ図

4 対象工事

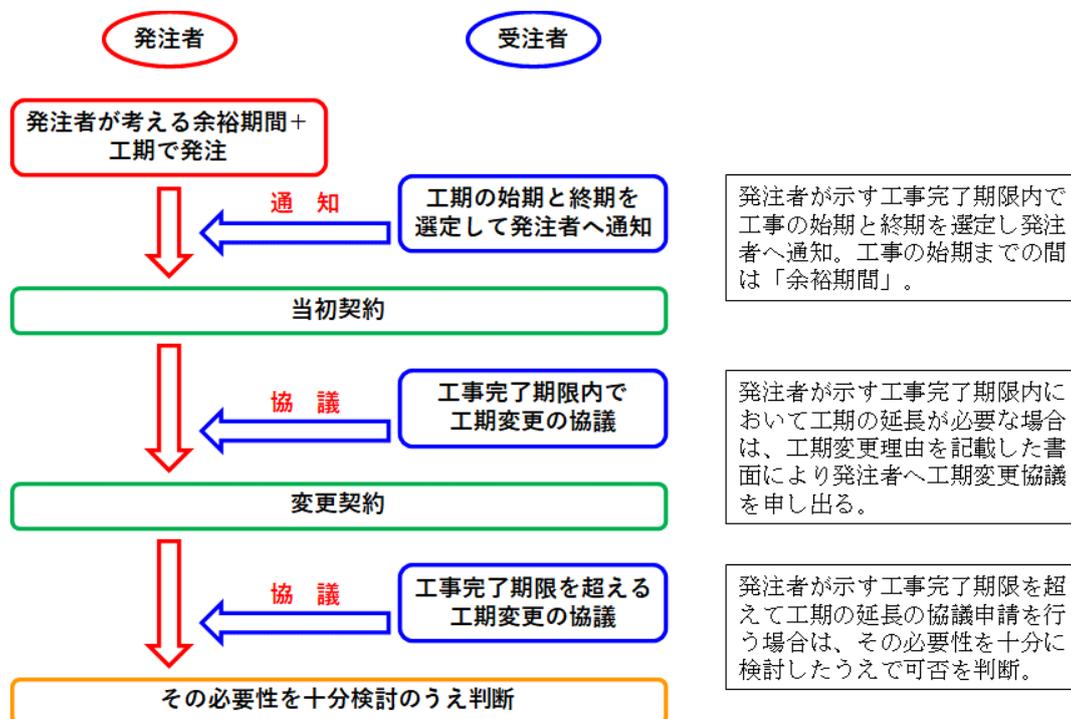
本制度は、全ての工事のうち、以下のいずれにも該当しない工事の中から地方機関の長が必要と認めるものに適用する。

- (1) 余裕期間を設定することで、工期の適正な設定ができない工事
- (2) 緊急性を要する工事
- (3) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

5 工期変更の考え方

- (1) 発注者指定方式及び任意着手方式の工期変更の考え方は、従来と同様とする。
- (2) フレックス方式において、契約締結後に、受注者が工期の変更を希望する場合には、工期変更理由を明示した書面を発注者へ提出することにより変更協議を行い、変更契

約（工期の変更）を締結することにより、工期を変更することができる。なお、発注者が示す工事完了期限を超えて工期を延長する必要がある場合には、その必要性を十分に検討したうえで決定するものとする。



フレックス方式における工期変更のイメージ図

(3) 全ての方式について、追加工事、工事中止等に伴い工期を延長する必要がある場合は、従来と同様に工期の変更を行うものとする。

6 余裕期間中の取扱い

余裕期間は、契約期間内であるが、工期外であるため、余裕期間中の取扱いは以下によるものとする。

- (1) 余裕期間中は、監理技術者及び主任技術者等の配置を要しない。
- (2) 余裕期間中は、工事着手（測量、資機材の搬入、現場事務所の設置、仮設物の設置及びその他工事を実施するための準備行為）を行ってはならない。ただし、これら以外の準備（資材又は労働者の確保に関する契約など）については、受注者の裁量において行うことができる。
- (3) 受注者が余裕期間中に現場立入り等を行う場合には、事前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 余裕期間中の現場管理は発注者の責によるものとする。
- (5) 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は受注者の負担とする。

7 その他の留意事項

- (1) 任意着手方式における工期の始期、フレックス方式における工期の始期及び終期については、契約を締結するまでの間に受注者より通知を受けるものとする。
- (2) 一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム (CORINS)」に技術者の従事期間を登録する際は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

工期通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇新幹線建設局長 殿

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

契約番号

件 名 _____

上記件名に関して、次のとおり工期を定めたので通知いたします。

契約予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
工期の始期日	〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工期の始期日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで（〇〇日間）

※契約の締結までに提出すること。

契約締結日までに通知がない場合は、契約締結日の翌日を工事開始日とみなす。

※契約書には、本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。